

不動産貸付料算定基準

事務局長裁定

制定 平成 21 年 3 月 3 日

一部改正 平成 26 年 4 月 7 日

(不動産貸付料算定基準)

第 1 貸付を認めた不動産の貸付料の算定については、次の各号に掲げる場合を除き、国の庁舎等の使用又は収益を許可する場合の取扱の基準（昭和 33 年 1 月 7 日付大蔵省管財局長通知蔵管第 1 号（平成 25 年 4 月 1 日改正））を準用する。

- 一 貸付期間が 1 週間を超えない使用（一時使用） 別表第 1 に定める額
- 二 きわめて小規模な施設（自動販売機、現金自動預払機、電話ボックス等） 別表第 2 に定める額

(最低料金)

第 2 前項に定めるところにより算出した額が千円に満たない場合は、千円を当該貸付料とする。ただし、法令等に定めがある場合は、当該法令等に定める額とする。

(消費税)

第 3 貸付に伴い消費税額及び地方消費税額が生じる場合には貸付料に加算する。

(貸付に係る光熱水料その他経費)

第 4 貸付に伴い、光熱水料その他経費が発生する場合には、貸付料に含まれている場合を除き、別に実費相当額を徴収する。

(算定基準の特例)

第 5 不動産管理役は、第 1 により使用料を算定することが著しく実情に即さないと認められる場合には、別に使用料を定めることができるものとする。

(貸付料の減免措置)

第 6 貸付中の財産が、風水害その他借受人の責に帰することができない事由により被害を受けた場合には、次により処理することができる。

- 一 冠水等のため財産利用不可能と認められる期間が生じた場合には、当該期間を貸付料算定期間に含めないことができる。
 - 二 被害により一部滅失又はき損した場合には、当該滅失又はき損した割合（以下「損害率」という。）に応じ、原状回復するまでの間、貸付料を減免することができる。
- 2 前項の措置は、原則として借受人の申請に基づき行うものとし、前項第一号による不算入期間又は第二号による損害率の算定に当たっては、借受人から被害状況が判明する資料等を提出させ、又は必要に応じて実地調査を行う等実情を踏まえ、慎重に処理するものとする。
- 3 減免すべき貸付料が納付済のときは、還付しなければならない。

附 則（平成 21 年 3 月 3 日制定）

この基準は、平成 21 年 3 月 3 日から適用する。

附 則（平成 26 年 4 月 7 日一部改正）

この基準は、平成 26 年 5 月 1 日から適用し、適用日の前日までに申請のあった貸付けについては、なお従前の例による。

別表 1

(単位：円／時間)

貸付対象	規 格	単価 (税込み)	備 考
教室・会議室	50 m ² 未満	310	冷暖房費は施設貸付単価の50%を加算する。
	50 m ² 以上 100 m ² 未満	520	
	100 m ² 以上 150 m ² 未満	830	
	150 m ² 以上 200 m ² 未満	1030	
	200 m ² 以上 300 m ² 未満	1550	
	300 m ² 以上	2060	
体育館	全 面	830	夜間照明料は施設毎に積算し加算する。
	半 面	420	
武道場	全 面	520	
	半 面	260	
グラウンド	全 面	1030	
	半 面	520	
野球場	1 面	1030	
テニスコート	1 面	420	

・光熱水費（冷暖房費及び夜間照明を除く）を含む

別表 2

(単位：円／月)

貸付対象	規 格	単価 (税抜き)	備 考
屋外	1 m ²	200	
屋内	1 m ²	700	

・光熱水費は実費負担とする。（計器等による）